

(証券コード 3845)
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番11号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長 上原 彩美

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2022年6月27日（月）午後6時30分までに、「書面（同封の議決権行使書用紙を郵送）」または「インターネット」による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)
2. 開 催 場 所 東京都新宿区西新宿七丁目2番4号
新宿喜楓ビル 6階 AP西新宿 ROOM P
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようにお越しく下さい。
3. 目 的 事 項
報告事項
第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
第6号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (3) インターネットにより、複数回数議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- (4) 本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.i-freek.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」も含まれております。




以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.i-freek.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

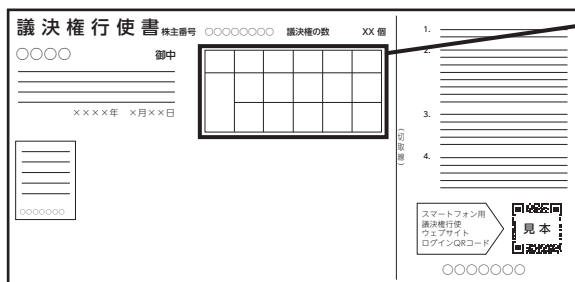


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始予定：午前9時30分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 ※ご返送の際には、同封の保護シールをご貼付ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後6時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後6時30分入力完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（重要事項）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6号議案

- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

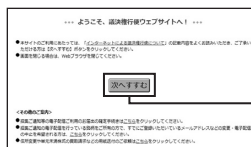
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を開催させていただきます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態もご考慮いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の状況をご考慮いただき、健康状態によらず、本年は株主総会会場へのご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。議決権行使につきましては、「書面（郵送）」または「インターネット」による方法を是非ご活用くださいますようお願い申し上げます。
- ② 感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ③ 会場受付にてアルコール消毒液を設置いたします。ご来場の際には消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ④ 会場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ⑤ 会場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただきます。
- ⑥ 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ⑦ 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、下記のウェブサイトにてお知らせいたします。<https://www.i-freek.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、感染力が強いとされるオミクロン株による感染の再拡大などの影響もあり、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、これに伴う数度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動が大きく制約される状況が継続しました。本感染症の収束時期は不透明ではありますが、ワクチン接種率の増加による新規感染者数の減少及び感染予防策を講じた外出規制の緩和に伴い、社会経済活動の正常化への期待感が高まっている状況であります。

このような状況のもと、当社グループは、在宅勤務やWEB会議といった新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みを継続しながら、軸となるコンテンツ事業とコンテンツクリエイターサービス(CCS)事業の二つの事業活動の推進に努め、外部企業との提携による新たな事業機会の創出にも取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,627,011千円(前連結会計年度比15.0%減)、営業利益は162,166千円(前連結会計年度は151,982千円の営業損失)、経常利益は259,597千円(前連結会計年度は13,364千円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純利益は252,959千円(前連結会計年度は73,312千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<コンテンツ事業>

デジタル絵本アプリにおける新作絵本の配信に加え、「森のえほん館」に関しては著名人とのコラボレーション絵本配信やJ1リーグサッカークラブ「ジュビロ磐田」を運営する株式会社ジュビロとの絵本共同制作に関する協業の開始、「なないろえほんの国」ではSDGsを扱った絵本シリーズの配信等を始めとして多数の企画を実施いたしました。また、ICT教育の需要の高まりに応えるべく、有信アクロス株式会社がフランチャイズ展開する障がい児向けの放課後等デイサービスにおいて、当社グループの知育アプリを搭載したタブレット端末の提供に向けたテストマーケティング等を開始いたしました。

さらに、クリエイターの作品発表の機会提供・デジタルコンテンツの価値向上を目的に、近年デジタル資産管理の新しい手法として注目を集めているNFT（※）を活用した新しい取り組みを進めております。一例として、UUUM株式会社の100%子会社でありNFTプラットフォーム事業を展開するFORO株式会社（現NUNW株式会社）との業務提携を行い、当社グループが運営するクリエイター支援プラットフォーム「CREPOS」を活用した「CREPOS NFT支援プログラム第1弾」の本格始動を発表し、さまざまなクリエイターの新たな作品発表の場として活用いただいております。

Challet（チャレット）事業では、企業向けサービスであるChallet for businessの機能改善、拡充に力を入れております。

これらの結果、コンテンツ事業の売上高は301,076千円(前連結会計年度比8.3%増)、セグメント利益は86,857千円(前連結会計年度比86.6%増)となりました。

※NFTはNon Fungible Token（代替不可能なトークン）の略称で、対象の所有情報や取引履歴などの識別情報をブロックチェーンに記録し、改竄不能にする技術です。したがって、従来のデジタルコンテンツとは異なり、デジタルデータでありながら唯一性・希少性を持たせることができるという特徴を有しており、NFTはデジタル資産管理の新しい手法として近年注目を集めております。有形物だけでなく、無形物であるデジタルデータでも所有の証明ができるNFTは、今後も幅広い分野に広がっていくことが予想されます。

<コンテンツクリエイターサービス（CCS）事業>

CCS事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動の停滞がややみられる一方で、コロナ禍によるDX化の推進等によって受注の回復がなされたことにより、稼働率は高い水準で推移いたしました。採用につきましては、ワクチン接種後の経済回復の期待感や、新型コロナウイルス感染症の影響で増えたオンラインでの採用活動が企業の採用プロセスとして定着したことにより、当社グループ内においても緩やかに雇用の回復が進みました。また、コロナ禍という未曾有の事態と終息後を見据え、子会社の吸収合併を実施するなど組織体制を変更し、事業効率の向上やコスト削減に努めました。

今後も社会情勢や企業動向を鑑みながら、外部企業との提携を含めた事業活動を積極的に進めてまいります。

これらの結果、CCS事業の売上高は2,325,935千円(前連結会計年度比17.3%減)、セグメント利益は330,065千円(前連結会計年度比904.6%増)となりました。

(注) 製品名及びサービス名は商標又は登録商標です。

当社の経営理念を基にした電子絵本「つたわる つながる ひろがる」を、当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズが運営する絵本読み放題アプリ「森のえほん館」にて配信しております。親子向けYouTubeチャンネル「Popo Kids（ポポキッズ）」では、こちらの絵本の読み聞かせ動画を配信中です。下記QRコードより、ぜひご覧ください。



(注) QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度における設備投資の総額は10,772千円となりました。その主な内容は、本社内装工事による建物及び構築物、サーバー等機器の購入による工具、器具及び備品の増加であります。
- ③ 資金調達の状況
当社グループは、当連結会計年度におきまして、新株予約権の権利行使による株式の発行により50,400千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社と当社子会社のリアリゼーション株式会社は、2021年6月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	1,187,480	1,666,492	3,090,952	2,627,011
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△355,071	△209,455	13,364	259,597
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	△477,167	△214,941	△73,312	252,959
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△30.12	△13.20	△4.25	14.37
総 資 産 (千円)	699,339	1,147,232	1,091,328	1,174,200
純 資 産 (千円)	382,927	383,964	429,019	728,293
1株当たり純資産(円)	23.46	22.24	24.08	40.65

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	986,406	881,713	1,226,842	1,813,730
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△360,743	△219,407	48,568	186,214
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△486,331	△198,103	△39,713	190,175
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	△30.70	△12.14	△2.29	10.81
総 資 産 (千円)	639,277	628,623	819,031	1,039,263
純 資 産 (千円)	374,174	357,891	420,708	657,198
1株当たり純資産(円)	22.91	20.58	23.60	36.67

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイフリークスマイルズ	24,900千円	100%	コンテンツ事業 CCS事業

(注) リアライゼーション株式会社につきましては、2021年6月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、モバイルコンテンツや電子絵本サービスを提供する「コンテンツ事業」、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行う「コンテンツクリエイターサービス事業」の2事業において、各種サービスを展開してまいりました。それぞれの事業を基に当社グループが営業利益を確保するために、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

<コンテンツ事業>

① コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進

コンテンツ事業が持続的に成長するためには、サービスの認知度を高め、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していく必要があります。このことから、当社グループは、継続的かつ効果的な広告宣伝を実施するとともに、サービスの利用促進に繋がるさまざまな施策を展開することでユーザー数の拡大に努めてまいります。また、既存ユーザーに対してもそのコンテンツ力を高め、ユーザビリティ等質の高いサービスを提供することにより、サービスの利用率向上を図ってまいります。

② デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社グループは、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社グループがライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社グループの事業に有効活用することが重要であると認識しております。

③ 顧客満足度の向上

当社グループのカスタマーサポートは、会員一人一人の声を聴き、継続して利用していただくための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社グループでは広報IR部門と事業部との連携強化を進め、会員一人一人のニーズを当社グループ全体で解決していける体制を整えてまいります。

④ 新技術への対応

モバイルコンテンツ業界においては、技術革新が絶え間なく行われております。当社グループは、これまでも、スマートフォン、タブレットのサービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、今後も、新たなサービスが今まで以上に普及する際には更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進めてまいります。

⑤ システムの安定的な稼働

当社グループのサービスは、通信回線を活用した事業を展開しており、ユーザーへのサービス提供においては、安定的にシステムを運用していくことが重要であり、不具合等が発生した際には、迅速に対応する必要があると認識しております。

<コンテンツクリエイターサービス（CCS）事業>

① 人材の確保及びサポート体制の充実

労働人口の減少が進行する中、クリエイタースタッフの確保が重要であり、業務上必要とされるクリエイタースタッフの雇用ができない場合、円滑なサービスの提供や積極的な受注活動が阻害され、業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、継続的にクリエイタースタッフの募集・採用を図り、コミュニケーションも強化することで、クリエイタースタッフの満足度を高める制度・体制の整備を続け、クリエイタースタッフの定着率の更なる向上を図ってまいります。

② 営業体制の強化

CCS事業の継続的な成長には、既存取引関係の維持強化とあわせ、顧客の新たなニーズを引き出して常に新しい案件を開拓し続ける必要があります。そのため、取引先への迅速な対応ができる営業体制の強化を推進し、新規顧客開拓の強化などによる受注量の拡大を図り、顧客満足度の向上に努めてまいります。

③ 技術力の強化

当社グループは、クリエイタースタッフの技術力を向上させることが企業価値の源泉であると認識しております。そのため、クリエイタースタッフに対する入社研修、その後の定期研修を実施しております。また、研修内容を充実させることにより、クリエイタースタッフのキャリアチェンジを可能にし、多様化する顧客ニーズにあったサービス提供を図ってまいります。

④ 機密情報及び個人情報の漏洩の危険について

当社グループは、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社グループ業績に影響を与える可能性があります。そのため、情報セキュリティ規程を定め、適正な情報管理を行うための体制を整え、全社員を対象とした教育・研修を継続的に実施することにより、情報管理レベルの向上に努めております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

「コンテンツ事業」は、携帯電話やスマートフォン向けコンテンツの企画開発・配信を行っており、「コンテンツクリエイターサービス (CCS) 事業」は、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行っております。

(6) 企業集団の主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 店	東京都新宿区
御 苑 オ フ ィ ス	東京都新宿区

② 子会社

株式会社アイフリークスマイルズ	本 店：東京都新宿区
	外苑オフィス：東京都渋谷区

(注) 外苑オフィスは2022年2月27日で廃止となり、賃貸借契約は2022年3月末で解約しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
コンテンツ事業	16 (0) 名
コンテンツクリエイターサービス事業	534 (0) 名
全社共通	12 (4) 名
合計	562 (4) 名

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社共通として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末に比べて使用人数が100名減少しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末増減比	平均年齢	平均勤続年数
420名	50名増	29.1歳	2.5年

- (注) 使用人数は従業員数であり、臨時使用人（派遣社員、パート、アルバイト）及び当社から他社への出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

当社グループの主な当期末における借入先は、次のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	千円 58,300
株式会社きらぼし銀行	40,000
株式会社三井住友銀行	40,000

- (注) 借入額は、長期借入金の残高であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるリアリゼーション株式会社を吸収合併いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,336,000株

(2) 発行済株式の総数 17,839,641株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は350,000株増加しております。

(3) 株主数 5,153名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
永田 浩一	3,158,135	17.70
長谷川 聡	438,159	2.46
株式会社ヴァスダックキャピタル	429,000	2.40
auカブコム証券株式会社	369,800	2.07
日本証券金融株式会社	308,400	1.73
上原 彩美	275,507	1.54
山下 博	207,100	1.16
吉川 雅之	193,218	1.08
松本 真也	192,100	1.08
永田 仁美	186,881	1.05

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上原 彩 美	(株)アイフリークスマイルズ 代表取締役社長
取 締 役	吉 田 邦 臣	コンテンツクリエイターサービス事業部長 チャレット部長 (株)ヴァスダックペイメントシステム 取締役 (株)セキュアインベーション 取締役 (株)セキュアサスティーン 取締役 (株)セキュアカーネル 取締役 (株)V SECURE 取締役 (株)ウェアラブル 取締役 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締役
取 締 役	五十嵐 雅 人	経営企画室長 広報・IR室長 事業企画室長
取 締 役	鴫 崎 俊 也	(株)フィールドサブジャパン 取締役 テクタイト(株) 取締役 テクタイトフード&サービス(株) 取締役社長 双葉通信機(株) 代表取締役社長 (株)ビースタイルホールディングス 社外監査役
常 勤 監 査 役	溝 田 吉 記	(株)アイフリークスマイルズ 監査役
監 査 役	神 谷 善 昌	公認会計士、税理士 Census Advisory(株) 代表取締役 監査法人東海会計社 代表社員 Census税理士法人 代表社員
監 査 役	櫻 井 光 政	弁護士 桜丘法律事務所 代表弁護士 一般社団法人士業適正公告推進協議会 代表理事

- (注) 1. 取締役 鴫崎 俊也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏、櫻井 光政氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 神谷 善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 鴫崎 俊也氏は、2021年4月1日付で株式会社リトルネロの取締役を辞任しております。また、同氏は、2021年4月1日付で同社の監査役に就任し、同年12月27日付で同社の監査役を辞任しております。
 5. 取締役 溝田 吉記氏は、2021年6月1日付でリアリゼーション株式会社の監査役を退任しております。
 6. 当社は、取締役 鴫崎 俊也氏、監査役 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏、櫻井 光政氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 当社は、全取締役及び全監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が締結した責任限定契約における内容の概要は、当該役員が、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとするものであります。なお、当社は、社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外 取締役)	33,600千円 (3,600千円)	33,600千円 (3,600千円)	-	-	4名 (1名)
監査役 (うち社外 監査役)	7,200千円 (7,200千円)	7,200千円 (7,200千円)	-	-	3名 (3名)
計 (うち社外 役員)	40,800千円 (10,800千円)	40,800千円 (10,800千円)	-	-	7名 (4名)

(注) 1. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の基本報酬について、基本報酬の内容の決定方法及び決定された基本報酬の内容が後述「②オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 2006年6月30日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は2名です。

また、上記の報酬枠とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第8期定時株主総会において、年額20,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

3. 非金銭報酬の内容は当社のストックオプションであり、付与の際の条件等は「②ウ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。なお、当事業年度におけるストックオプションの付与はございません。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

ア. 基本方針

取締役の報酬額については、会社の規模、業績を考慮し、取締役の職位及び職責等に
応じて固定金銭報酬である基本報酬と中長期的インセンティブとしての非金銭報酬とし
てのストックオプションにより構成しております。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、会社の規模、業績を考慮した
各人の役職及び職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与
するため、非金銭報酬としてストックオプションを付与する場合があります。付与数は
職位及び職責等に応じて決定するものとしております。

エ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に 関する方針

中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有
し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合とな
ることを方針としております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議
しております。各取締役に支給する固定金銭報酬である基本報酬については、取締役会
決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締
役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬諮問会を任意の組織
として設置し、報酬に関する社会的動向、当社の業績その他報酬水準の決定に際し斟酌
すべき事項を鑑み、取締役の職位及び職責を勘案の上、取締役会の同意を得て決定し
ております。

当事業年度における各取締役の基本報酬については、取締役会は、代表取締役社長で
ある上原 彩美氏に対し、各取締役に支給する基本報酬における具体的内容の決定を委
任しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の
担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためでありま
す。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鵜崎 俊也氏は、株式会社リトルネロの取締役及び監査役でありました。また、同氏は、株式会社フィールドサブジャパン、テクタイト株式会社の取締役であり、テクタイトフード&サービス株式会社の取締役社長、双葉通信機株式会社の代表取締役社長、株式会社ビースタイルホールディングスの社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 溝田 吉記氏は、当社子会社である株式会社アイフリークスマイルズの社外監査役であります。また、同氏は、当社子会社であったリアリゼーション株式会社の社外監査役でありました。

監査役 神谷 善昌氏は、Census Advisory株式会社の代表取締役であり、監査法人東海会計社、Census税理士法人の代表社員であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 櫻井 光政氏は、桜丘法律事務所の代表弁護士であり、一般社団法人士業適正広告推進協議会の代表理事であります。当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鵜崎 俊也	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に上場企業が抱える経営課題について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	溝田 吉記	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、いずれにおいても経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	神谷 善昌	当事業年度に開催された取締役会の92%、監査役会の全てに出席し、公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。
監査役	櫻井 光政	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、いずれにおいても主に弁護士としての専門的見地から、法律上検討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・維持」について発言を行っております。

(注) 上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

③上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 監査法人アヴァンティア
 (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - 2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。
 - 3) 当社グループは、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。
 - 4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む。）し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
 - 2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループでは、損失の危険の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。

- 2) 当社グループでは、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
 - 2) 定例の取締役会を原則月1回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時、臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。
 - 3) 業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。
 - 4) 職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ⑤ 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループ各社にも適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令遵守体制の浸透・定着を図る。
 - 2) グループ各社の経営については、グループ各社の代表者を集め、当社方針を伝達するとともに、取締役会や経営会議において、定期的にグループ各社の経営状況や業務の適正が確保されていることを確認する。なお、各社の自主性を尊重する一方で、適正かつ効率的なグループ経営を実践するため、一定の重要事項について当社への報告・承認を求める等、関係会社管理規程に従い、管理・監督を行う。
 - 3) 内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
 - 3) 当社グループは、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
- 当社グループは、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証いたしました。
- ・重要文書については、法令及び社内規程に基づき主管部署において適切に保存・管理されてきました。
- ・関係会社管理規程に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて適切かつ実効的なグループ会社管理が行われていました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,154,493	流 動 負 債	337,770
現金及び預金	635,310	買掛金	12,839
売掛金	422,417	1年内返済予定の長期借入金	33,360
仕掛品	10,914	未払金	63,032
前払費用	44,799	未払費用	133,278
未収入金	8,959	未払法人税等	3,647
未収還付法人税等	14,805	未払消費税等	29,734
短期貸付金	11,791	預り金	33,174
その他	6,522	役員賞与引当金	4,694
貸倒引当金	△1,026	賞与引当金	9,781
固 定 資 産	19,706	訴訟損失引当金	10,000
有 形 固 定 資 産	10,072	その他	4,230
建物及び構築物	7,642	固 定 負 債	108,136
工具、器具及び備品	2,430	長期借入金	104,940
投資その他の資産	9,634	資産除去債務	3,196
投資有価証券	150	負 債 合 計	445,907
敷金	8,302	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	43,397	株 主 資 本	725,193
長期貸付金	25,547	資本金	35,550
長期未収入金	5,168	資本剰余金	436,343
貸倒引当金	△72,932	利益剰余金	253,300
資 産 合 計	1,174,200	新 株 予 約 権	3,100
		純 資 産 合 計	728,293
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,174,200

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,627,011
売上原価		1,778,749
売上総利益		848,261
販売費及び一般管理費		686,095
営業外収益		162,166
受取利息	906	
業務受託料	22,520	
助成金収入	77,275	
その他	399	101,101
営業外費用		
支払利息	1,104	
業務受託費用	1,910	
その他	656	3,671
経常利益		259,597
特別利益		
新株予約権戻入益	4,085	
資産除去債務戻入益	753	4,838
特別損失		
事務所移転費用	4,189	4,189
税金等調整前当期純利益		260,246
法人税、住民税及び事業税	7,286	7,286
当期純利益		252,959
親会社株主に帰属する当期純利益		252,959

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	882,211	流 動 負 債	273,928
現金及び預金	506,172	買掛金	11,077
売掛金	281,104	1年内返済予定の長期借入金	33,360
仕掛品	10,914	未払金	39,071
前払費用	38,040	未払費用	99,384
未収入金	34,890	未払消費税等	24,336
未収還付法人税等	11,857	未払事業所税	2,700
貸倒引当金	△767	訴訟損失引当金	10,000
固 定 資 産	157,052	前受収益	19,148
有形固定資産	9,790	預り金	24,883
建物及び構築物	7,642	役員賞与引当金	3,810
工具、器具及び備品	2,148	賞与引当金	5,872
投資その他の資産	147,261	その他	284
投資有価証券	150	固 定 負 債	108,136
関係会社株式	138,808	長期借入金	104,940
敷金	8,302	資産除去債務	3,196
破産更生債権等	43,397	負 債 合 計	382,064
貸倒引当金	△43,397	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	1,039,263	株 主 資 本	654,098
		資 本 金	35,550
		資 本 剰 余 金	428,373
		資 本 準 備 金	25,550
		そ の 他 資 本 剰 余 金	402,823
		利 益 剰 余 金	190,175
		そ の 他 利 益 剰 余 金	190,175
		繰 越 利 益 剰 余 金	190,175
		新 株 予 約 権	3,100
		純 資 産 合 計	657,198
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,039,263

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,813,730
売上原価		1,205,381
売上総利益		608,348
販売費及び一般管理費		491,625
営業利益		116,722
営業外収益		
受取利息	9	
業務受託料	22,520	
助成金収入	51,327	73,857
営業外費用		
支払利息	1,104	
業務受託費用	2,574	
その他	687	4,366
経常利益		186,214
特別利益		
新株予約権戻入益	4,085	
資産除去債務戻入益	753	4,838
特別損失		
事業所移転費用	2,954	
抱合せ株式消滅差損	8,078	11,032
税引前当期純利益		180,020
法人税、住民税及び事業税	△10,155	△10,155
当期純利益		190,175

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

株式会社アイフリーク モバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	入 澤 雄 太
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ◆ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

株式会社アイフリーク モバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	入 澤 雄 太
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月6日

株式会社アイフリーク モバイル 監査役会

常勤社外監査役	溝田 吉記	㊞
社外監査役	神谷 善昌	㊞
社外監査役	櫻井 光政	㊞

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識し、事業の継続的な成長に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々の方社の経営成績及び財務状況等に応じて、適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当該方針を基本とし、業績の状況を踏まえ、第22期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当金額の種類
金銭
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額53,518,923円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p><新設></p>	<p>附 則</p>
<p><新設></p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役である上原 彩美、吉田 邦臣、五十嵐 雅人、鵜崎 俊也は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は取締役会の実効性をさらに向上させコーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の構成・バランスを考慮し、取締役1名の増員を含めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
1	うえはら あやみ 上原 彩美 (1984年12月26日)	2004年12月	リアルタイムメディア(株) 設立 代表取締役社長	275,507株
		2013年 4月	リアルタイムアニバーサリー(株) (現:(株)アイフリークスマイルズ) 代表取締役社長 (現任)	
		2013年 7月	リアルタイムコンバート(株) 設立 (のちESコンバート(株)) 代表取締役社長	
		2014年 1月	リアルタイムカーネル(株) 設立 代表取締役社長	
		2014年 4月	リアルタイムエクスプローラー(株) 設立 代表取締役社長	
		2014年 5月	(株)ファンレボ 取締役	
		2016年 6月	当社 代表取締役社長 (現任)	
		2017年11月	(株)アイフリークGAMES 代表取締役社長	
		2017年12月	合同会社アイフリークサンタファンド 代表 (のち(株)アイフリークサンタファンド)	
			(重要な兼職の状況) (株)アイフリークスマイルズ 代表取締役社長	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
2	よしだ くにのみ 吉田 邦臣 (1976年11月12日)	2000年 4月 防衛庁航空自衛隊 入隊 2005年 3月 有限会社太田貿易 入社 2006年 3月 (株)ヴァスダックジャパン (現:株)ヴァスダック インターバンクシステム) 入社 2010年 8月 (株)ヴァスダックセキュリティ (現:株)ヴァスダックペイメントシステム) 代表取締役 (現:取締役) 2013年 2月 (株)セキュアイノベーション 代表取締役 (現:取締役) 2013年 7月 (株)セキュアサステーン 代表取締役 (現:取締役) 2014年 2月 (株)セキュアカーネル 代表取締役 (現:取締役) 2015年 5月 (株)V S E C U R E 代表取締役 (現:取締役) 2016年 9月 (株)ウェアラブル 取締役 (現任) 2017年 4月 当社 入社 2017年 5月 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締役 (現任) 2017年 6月 当社 取締役 (現任) 2017年10月 当社 コンテンツクリエイターサービス事 業部長 (現任) 2018年 4月 当社 I P 事業部長 2019年 4月 当社 コンテンツエンジニアサービス事業 部長 2019年 8月 当社 チャレット部長 (現任) 2020年 1月 リアルタイムメディア(株) 取締役 2020年 1月 (株)ファンレボ 取締役	(重要な兼職の状況) (株)ヴァスダックペイメントシステム 取締 役 (株)セキュアイノベーション 取締役 (株)セキュアサステーン 取締役 (株)セキュアカーネル 取締役 (株)V S E C U R E 取締役 (株)ウェアラブル 取締役 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締 役	15,000株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
3	い がらし まさと 五十嵐 雅人 (1972年8月18日)	1996年 4 月 2001年 1 月 2002年10月 2004年 4 月 2007年 8 月 2008年 9 月 2010年 1 月 2012年 2 月 2012年 6 月 2019年 6 月 2020年 3 月 2020年 6 月 2021年 9 月	亜細亜証券印刷(株) (現:株)プロネクサス) 入社 ナスダック・ジャパン(株) 入社 ディー・ブレイン証券(株) 入社 IPO証券(株) (現:アイネット証券(株)) 入社 同社 取締役 IPOキャピタルパートナーズ(株) 設立 代表取締役社長 ユナイテッドベンチャーズ(株) 入社 (株)バルクホールディングス 入社 同社 取締役 同社 執行役員社長室長 当社 入社 経営企画室長 兼 広報・IR室長 (現任) 当社 取締役 (現任) 当社 事業企画室長 (現任)	6,807株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
4	とみざき としや 鴛崎 俊也 (1959年3月20日)	1999年12月 2003年6月 2004年2月 2005年4月 2005年5月 2005年8月 2005年12月 2005年12月 2006年6月 2006年12月 2007年6月 2008年1月 2009年6月 2012年1月 2014年6月 2016年3月 2018年12月 2019年9月 2020年1月 2020年4月	A & Fアウトソーシング(株) (現:テクタイト フード&サービス(株)) 代表取締役 レキシージャパン(株) 監査役 ハンザテック(株) 取締役 リトルネコ(株) 取締役 (のち監査役) (株)フィールドサブジャパン 取締役 (現 任) S R B T e c h(株) 取締役 J P(株) 監査役 (株)NTマイクロシステムズ 監査役 (株)ピーススタイル (現:(株)ピーススタイルメディ ア) 監査役 富士管財(株) 取締役 (株)バルクホールディングス 監査役 テクタイト(株) 取締役 (現任) 当社 社外監査役 テクタイトフード&サービス(株) 取締役社長 (現任) 当社 社外取締役 (現任) (株)メディアフラッグ (現:インパクトホー ルディングス(株)) 社外取締役 (のち監査 役) クリーンデバイス・テクノロジー(株) 社外監査役 ガレージエナジー(株) 監査役 双葉通信機(株) 取締役 (現:代表取締役社長) (現任) (株)ピーススタイルホールディングス 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)フィールドサブジャパン 取締役 テクタイト(株) 取締役 テクタイトフード&サービス(株) 取締役社 長 双葉通信機(株) 代表取締役社長 (株)ピーススタイルホールディングス 社外監 査役	22,792株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	たむら ゆきひろ 田村 幸広 (1982年2月28日) (注) 1	2000年12月 伊藤建設(株) エネスタ高輪 入社 2001年6月 三和興産(株) 花のれん赤坂見附店 入社 2003年9月 (有)中建工業 入社 2006年3月 (株)ヴァスダックジャパン(現:(株)ヴァスダックインターバンクシステム) 入社 2007年6月 (株)ヴァスダックロボティクス(現:(株)モスペン研究所) 入社 2011年10月 同社 代表取締役 就任 (現任) 2012年6月 アンドロボティクス(株) 入社 2013年2月 同社 代表取締役 就任 (現任) 2013年12月 アンドロボコアテクノロジー(株) 代表取締役 就任 2014年2月 アンドロボカーネル(株)(現:(株)カーネルジャパン) 代表取締役 就任 2014年10月 Androbotics Clark Inc. 代表取締役 就任 2015年5月 (株)V ANDROBO 代表取締役 就任 2017年1月 (株)ロボットセキュリティポリス 代表取締役 就任 (現:取締役) 2020年8月 アンドロボディオーナ(株) 代表取締役 就任 (重要な兼職の状況) (株)モスペン研究所 代表取締役 アンドロボティクス(株) 代表取締役 (株)ロボットセキュリティポリス 取締役	20,000株

- (注) 1. 田村 幸広氏は新任取締役候補者となります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 鴫崎 俊也氏及び田村 幸広氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 鴫崎 俊也氏及び田村 幸広氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏は、取締役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言、厳しいご指摘をいただけるものと期待し、社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであります。
- (2) 就任からの年数
 鴫崎 俊也氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役又は監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
- (3) 社外取締役の責任限定契約
 当社は鴫崎 俊也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。
 当社は、田村 幸広氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第

- 1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
 6. 当社は、鴛崎 俊也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
田村 幸広氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役である溝田 吉記、神谷 善昌、櫻井 光政は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
1	みぞた よしのり 溝田 吉記 (1951年1月25日)	1974年4月 2005年6月 2007年4月 2011年6月 2012年6月 2012年10月 2016年6月 2018年6月 2019年6月 2019年6月 2020年1月 2020年1月	富士通(株) 入社 同社 小売・サービスビジネス本部長 富士通フロンテック(株) 経営執行役営業本部長 同社 取締役 経営執行役専務 営業本部担当 同社 顧問 エムテックソリューションズ(株) 事業推進 統括部長 (株)エルパークオリティ 顧問 当社 常勤社外監査役(現任) (株)アイフリークGAMES 社外監査役 (株)アイフリークスマイルズ 社外監査役 (現任) リアリゼーション(株) 社外監査役 (株)ファンレボ 社外監査役 (重要な兼職の状況) (株)アイフリークスマイルズ 社外監査役	2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
2	かみや よしまさ 神谷 善昌 (1978年10月6日)	2001年4月 2006年12月 2010年10月 2012年9月 2012年12月 2013年3月 2014年6月 2016年6月 2016年6月 2017年9月	ブラザー工業(株) 入社 あずさ監査法人(現:有限責任あずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 神谷公認会計士事務所 開設 代表(現任) 税理士登録 Census Advisory(株) 設立 代表取締役(現任) 当社 社外監査役(現任) 監査法人東海会計社 代表社員(現任) Census税理士法人 代表社員(現任) Abalance(株) 社外取締役 (重要な兼職の状況) Census Advisory(株) 代表取締役 監査法人東海会計社 代表社員 Census税理士法人 代表社員	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
3	さくらい みつまさ 櫻井 光政 (1955年8月9日)	1982年4月 1987年1月 2007年4月 2018年4月 2019年6月 2020年3月	弁護士登録 櫻井光政法律事務所(現:桜丘法律事務所)開設 代表弁護士(現任) 第二東京弁護士会 副会長 日本弁護士連合会弁護士推薦委員会 委員長 当社 社外監査役(現任) 一般社団法人土業適正広告推進協議会 代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) 桜丘法律事務所 代表弁護士 一般社団法人土業適正広告推進協議会 代表理事	0株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏及び櫻井 光政氏は、社外監査役候補者であります。
3. ①溝田 吉記氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
②神谷 善昌氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって8年となります。
③櫻井 光政氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 溝田 吉記氏を社外監査役候補者とした理由は、当社事業と関連性の高いITシステム分野の会社経営に関与しており、豊富な知識と経験を当社の社外監査役として活かしていただけたものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 神谷 善昌氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として会計における高度な専門的知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 櫻井 光政氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけたものと判断し、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、溝田 吉記氏、神谷 善昌氏及び櫻井 光政氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条の第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。各候補者の再任が承認された場合は、当該候補者との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
9. 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏及び櫻井 光政氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条第1項第4号に規定される報酬等に該当し、その額が確定しているため、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3の定める事項についても併せてご承認をお願いするものであります。

当社取締役に對してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、2008年6月26日開催の定時株主総会において、年額20,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）の範囲内で設ける旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この度において、当社取締役に對してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、年額20,000千円（うち社外取締役5,000千円。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）の範囲内で設ける旨の承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役5名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役は5名（うち社外取締役2名）となり、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の割当数は取締役800個（うち社外取締役100個）を上限とします。割り当てる取締役を選定する具体的な条件は定めておりませんが、インセンティブ付与の観点から取締役会にて適切に決定いたします。

また、税制適格ストックオプションとして発行することを予定しているため、新株予約権の譲渡禁止その他税制適格要件を充足するための規定を、付与対象者と締結する割当契約書に定めることを予定しており、さらに、インセンティブの合理的観点から、取締役会の判断により、段階的な行使を認めるベスティング条項を割当契約書に設ける場合があります。

当社は、新株予約権が取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は取締役への報酬として相当なものであると考えております。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

当社の職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、下記記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式170,000株（取締役全体の上限は80,000株。社外取締役の上限は10,000株）を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,700個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。（ただし（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後に、当社が他の会社と合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員
の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により
退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、当該割当てを受けた者の相続人は当該新株予約権を行使
はできない。
- ③新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超
過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④その他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づ
き、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割もしくは新
設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画
承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当
社取締役会決議がなされた場合）は、当社は当該新株予約権の全部を無償で取得するこ
とができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、前記（7）に定める規定により新株予約権の行使
ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編成における取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式
交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合におい
て、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約
権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項
第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権
を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約
権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契
約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画にお
いて定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとす

- る。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（１）に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の行使金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（６）に準じて決定する。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の行使の条件
上記（７）に準じて決定する。
 - リ 再編対象会社による新株予約権の取得条項
上記（９）に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わないものとする。
- (12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第6号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金及び資本準備金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額35,550,000円のうち25,550,000円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたしたいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、減少後の資本金の額は変動する可能性がございます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2022年7月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額25,550,000円のうち、25,550,000円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたしたいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本準備金の額は変動する可能性がございます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2022年7月1日を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿七丁目2番4号

新宿喜楓ビル 6階 AP西新宿 ROOM P

TEL 03-5348-6109



<交通手段>

JR・小田急・京王・都営新宿線「新宿」駅より徒歩6分

都営大江戸線「新宿西口」駅D5出入口より徒歩1分

西武新宿線「西武新宿」駅より徒歩5分